

都市計画法に基づく開発許可の手引きの第5次改訂について

都市計画法，都市計画法施行令，都市計画法施行規則等の改正に対応するとともに，手引き全体の文言整理を行う。（主な改訂内容は次表のとおり）

| 編 | ページ (改訂後) | 改訂箇所 | 改訂内容 |
|-------|--------------|---------|---|
| | | 凡例 | 宅地防災マニュアルの解説の改訂 |
| | | 目次 | ページの変更 |
| 制度編 | 制-8 | 第1章第3節 | 政令第1条第1項第3号の改正 |
| 制度編 | 制-25 | 第2章第3節 | 2(1) 日本標準産業分類の定義 |
| 制度編 | 制-28～30 | 第2章第4節 | 政令第21条第14号の改正 3 電気工作物又はガス工作物を設置する施設である建築物の追加 |
| 制度編 | 制-37～38 | 第4章 | 政令第23条第3号の改正 2(2) 開発行為又は開発行為に関する工事 |
| 制度編 | 制-52 | 第12章第1節 | 章のタイトルの変更 |
| 制度編 | 制-53 | 第12章第2節 | 節のタイトルの変更 2 公共施設用地の分筆の追加 |
| 制度編 | 制-54 | 第12章第3節 | 節のタイトルの変更 |
| 制度編 | 制-58 | 第14章 | 2(7) 法第34条第8号の2の追加 3 42条許可の基準 |
| 制度編 | 制-60～63 | 第15章 | 政令第36条第1項第3号への改正 2(8) 法第34条第8号の2の追加 |
| 制度編 | 制-69～70 | 第17章 | 省令第35条の改正 |
| 制度編 | 制-71 | 第18章 | 章の追加 |
| 制度編 | 制-85 | 第24章 | 4 開発許可の申請手続に伴う敷地への立入りの追加 |
| 技術基準編 | 技-3 | 第1章 | 4(2) 法第33条第1項第8号の改正 |
| 技術基準編 | 技-6 | 第2章 | 法第33条第1項第1号イの改正 |
| 技術基準編 | 技-26～27 | 第3章第11節 | 政令第29条の2第2項第3号ロの改正 |
| 技術基準編 | 技-32 | 第4章第2節 | 2(3) 流出係数 |
| 技術基準編 | 技-37～38 | 第4章第3節 | 4 建築行為を伴わない小規模開発行為の排水施設 標準仕様浸透柵構造図 |
| 技術基準編 | 技-44～45 | 第7章 | 1～4 構成の変更 |
| 技術基準編 | 技-63 | 第8章第8節 | 4(5) 水抜穴設置の例外の追加 |
| 技術基準編 | 技-66～67 | 第9章 | 章のタイトルの変更 法第33条第1項第8号及び政令第23条の2の改正 3 開発不適地の例外の明示 4 その他の災害の発生のおそれがある区域の追加 |
| 技術基準編 | 技-69～70 | 第10章 | 1(2)(3) 基準の趣旨 3(6) 表土の保全方法の追加 (8) 表土の保全部分の追加 |

| | | | |
|-------|---------|-------------|--|
| 立地基準編 | 立-18 | 第 10 章 | 章の追加 法第 34 条第 8 号の 2 及び政令第 29 条の 7 の改正 |
| 立地基準編 | 立-19～22 | 第 11 章 | 政令第 29 条の 8 の改正 ＜運用基準の解説＞ インターチェンジからの距離の起点 |
| 立地基準編 | 立-24～26 | 第 13 章第 1 節 | 法第 34 条第 11 号，政令第 29 条の 9 及び省令第 27 条の 6 の改正 |
| 立地基準編 | 立-27～34 | 第 13 章第 2 節 | 市条例第 3 条から第 5 条までの改正 市規則第 2 条から第 4 条の 2 まで及び第 6 条の改正 水戸市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する運用基準の改正 |
| 立地基準編 | 立-35～36 | 第 14 章第 1 節 | 法第 34 条第 12 号及び政令第 29 条の 10 の改正 |
| 立地基準編 | 立-42 | 第 14 章第 4 節 | 自己用住宅を必要とするやむを得ない理由を明らかにする書類 |
| 立地基準編 | 立-52 | 第 16 章第 1 節 | 水戸市開発審査会付議基準の改正 |
| 立地基準編 | 立-55～67 | 第 16 章第 3 節 | 提案基準 8 の制定 提案基準 1， 4， 6， 7 及び 9 の改正 ＜提案基準 4 の解説＞ 周辺の状況 ＜提案基準 6 の解説＞ 農林漁業用建築物等の用途変更，休憩所及び給油所の取扱い，流通業務施設の定義，周辺の居住者の同意等 ＜提案基準 7 の解説＞ 工場施設等の定義 |
| 立地基準編 | 立-70～92 | 第 16 章第 4 節 | 包括承認基準 9 及び 10 の改正 ＜包括承認基準 1 の解説＞ 必要性を明らかにする書類 ＜包括承認基準 6 の解説＞ 自己の居住及び業務の用に供する建築物の属人性 ＜包括承認基準 10 の解説＞ 予定建築物の高さの限度 ＜既存宅地に係る許可基準の概要＞ 提案基準 9 の改正 |
| 手続編 | 手-3～10 | 第 1 章 | 省令第 16 条第 6 項及び市細則第 6 条の改正 1 開発許可の申請書の添付図書 2 事前着工の禁止の追加 開発許可の申請手続フローの追加 3 開発行為の事前協議 |
| 手続編 | 手-12～14 | 第 2 章 | 市細則第 7 条の 2 第 2 項の改正 1 特例協議の添付図書 |
| 手続編 | 手-17 | 第 4 章 | 1 工事完了届出書の添付図書 |
| 手続編 | 手-20～23 | 第 5 章 | 2 42 条許可の申請書の添付図書 3 特例協議の添付図書 |
| 手続編 | 手-25～30 | 第 6 章 | 1 43 条許可の申請書の添付図書 4 特例協議の添付図書 |
| 手続編 | 手-33～34 | 第 8 章 | 省令第 60 条第 2 項の改正 1 60 条証明の添付図書 |